

ハローワーク市場化テスト案(ハローワーク内における民間職業紹介窓口の設置)

I 実施内容

【対象範囲】

○ハローワークの本庁舎内の職業紹介部門について、民間委託部門を併設する。

- ◆求職者は設置された官民の窓口を自由に選択。
- ◆雇用保険受給者も対象とするが、失業認定を厳正に行うための職業紹介は官が行う。
- ◆福祉機関等と連携した「チーム支援」の対象者(※)も官が行う。

※[障害者、生活保護・児童扶養手当受給者、刑務所出所者]の一部

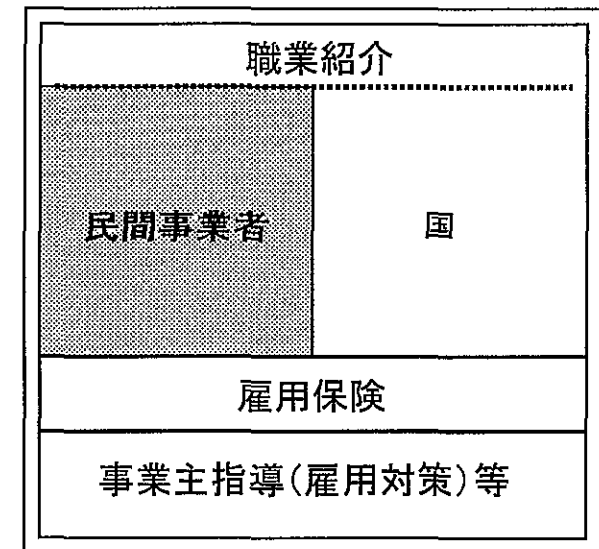
【業務内容】

- 職業紹介、職業相談
- その他、就職支援のための措置

【実施施設】 東京(23区内) 2所

※官の職業紹介窓口の職員数を削減

【ハローワーク本庁舎】



II ネットワーク

○民間事業者に対し、ハローワークインターネットサービス上で提供されている最新の全国情報をCD-ROMで提供する。事業所名等が非公開の求人情報も、ハローワークにより事業主の了解を確認した上で、民間事業者に提供する。

○求人自己検索端末(ブロック内の情報を提供)は官民いずれの窓口の求職者も自由に利用できる。

○企業指導情報は非提供。

Ⅲ 求職者選別・求人求職情報管理の問題

○民間事業者が求職者の選別(より就職が困難な者を官の窓口に戻す、後回しにする、優良求職者を自らの取引先等に誘導するなど)を行わないための仕組みを整備。

◆窓口利用者に対するアンケートを義務づけ、求職者の選別の有無等を確認する(官民で実施)。

◆就職困難度が高い求職者(例:障害の種別・程度、年齢階層、離職の有無、個人の属性)の就職目標を設定した委託費の支給方式とし、ディスプレイ方式などを検討。その他の方策についても検討。

○民間事業者が得ることとなる求人求職情報の適正利用、守秘義務などについて受託終了後を含む厳格な行為規制を課す仕組みを整備。

◆求人求職情報の不適正利用(自らの営利目的事業への利用等)をチェックするためのシステムの構築を検討(求人・求職者への適正利用ルールの周知、相談・苦情窓口の設置、上記CD-ROMのコピー制限、利用後の回収など)。

Ⅳ その他

○テスト期間(3年間程度)の結果を踏まえ、その後の対象の在り方について検討。

○労働関係法令等違反企業、障害者雇用率未達成企業等は、入札から排除する。

○受託民間事業者は、窓口業務のために一定数の正社員を確保するものとする。

○契約途中でも問題があれば契約を解除。

○民と官のイコールフットイングを確保し、市場化テストの目的が十分に達成されるようにする。この観点を実質的に確保されるよう、官民競争入札等監理委員会で行われる「公共サービス改革基本方針」及び「実施要項」の審議を経て、市場化テストを実施する。市場化テスト実施後においても、業務の実施状況についてのフォローアップにおける同委員会の意見を十分に尊重し、必要な場合には、適切な改善措置等を講じるものとする。

市場化テストの対象ハローワーク

○ハローワーク渋谷

管轄区域：渋谷区、世田谷区、目黒区

新規求職者数 46, 238人

職員数 152人(51人)

JR渋谷駅 徒歩10分

○ハローワーク墨田

管轄区域：墨田区・葛飾区

新規求職者数 31, 558人

職員数 102人(49人)

JR錦糸町駅 徒歩5分

※ 新規求職者は平成18年度実績。
実績及び職員数(非常勤を含む。)はいずれも本所に係るものを計上。
職員数の()は、職業紹介業務に従事する職員数。

経済財政改革の基本方針2007 ～「美しい国」へのシナリオ～（抄）

平成19年6月19日
閣議決定

第3章 21世紀型行財政システムの構築

7. 市場化テストの推進

「公共サービス改革法」¹¹¹に基づく市場化テストの積極的な導入を推進し、
国・地方における公共サービスの質の維持向上と経費削減を図る。

【具体的手段】

(2) ハローワーク

東京23区内のハローワーク2か所における無料の職業紹介について、
利用者の立場に立ち官と民のイコールフットイングが実質的に確保されるよう、
所要の法改正を行うとともに監理委員会の審議を経た上で、平成20年度を目途に
市場化テストを行う。

¹¹¹ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）

公共サービス改革基本方針（抜粋）

〔平成19年12月24日改定 閣議決定〕

4. ハローワーク関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1) ハローワークの職業紹介事業	○ ハローワークの本庁舎内における職業紹介事業について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとし、具体的な制度設計にあたっては、監理委員会と連携しつつ、利用者の立場に立ち官と民のイコルフットイングが実質的に確保されるよう、官民の併設の具体的な在り方や情報提供の方法等を含め、十分に検討する。また、事業開始後においても、事業の実施状況についてのフォローアップにおける監理委員会の意見を十分に尊重し、必要な場合には、適切な改善措置等を講じる。 【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの本庁舎内で実施する、無料の職業紹介・職業相談（雇用保険受給者に対する失業認定の一環として実施する職業紹介・職業相談を除く。）、その他就職支援のための措置 【入札等の実施予定時期】 平成20年度を目途に実施 【契約期間】 事業実施から3年間 【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 ハローワーク渋谷、ハローワーク墨田（ハローワークの本庁舎内の職業紹介部門について、民間委託部門を併設） 【法令の特例措置の整備】 上記措置を講じるため、法を一部改正し、所要の特例規定を整備する。 【平成21年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 ハローワークの本庁舎内における職業紹介事業に関する官民競争入札又は民間競争入札については、上記措置に基づく事業の運営状況と官による運営状況とを比較する等により検証しつつ、契約期間終了後の在り方について検討する。	内閣府及び厚生労働省

職業安定行政に係る公共サービス改革法に基づく市場化テスト実施一覧

実施時期	事項名	業務の概要	実施方法	契約期間
19年4月	「人材銀行」事業	人材銀行で実施している管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービス	全国12箇所のうち3箇所で実施 【直接実施する事業と比較】	3年間
19年4月	「キャリア交流プラザ」事業	キャリア交流プラザで実施している求職者(特に管理職経験者・技術者)に対する就職支援業務(キャリアコンサルティングやセミナー等)	全国15箇所のうち8箇所で実施 【直接実施する事業と比較】	3年間
19年4月	求人開拓事業	雇用失業情勢の厳しい地域で求人を開拓する業務	全国2地域で実施 【直接実施する事業と比較】	1年間